

公告

県営小渋川地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営小渋川地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営小渋川地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年1月5日までに飯田市農業委員会、松川町農業委員会、喬木村農業委員会及び豊丘村農業委員会に申し出てください。

令和7年12月25日

長野県知事 阿部 守一

1 県営小渋川地区土地改良事業変更計画の概要

2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

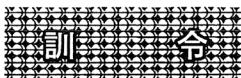
公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、令和7年12月19日、塩尻市塩尻駅北土地区画整理組合の解散を認可しました。

令和7年12月25日

長野県知事 阿部 守一

都市・まちづくり課



長野県教育委員会訓令第7号

県立中学校

県立高等学校

県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和7年12月25日

長野県教育委員会

第27条第1項中「を請求」を「の請求、同法第19条第2項の規定による申出又は同条第3項の規定による変更を」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第3項中「された」の次に「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加える。

様式第27号を次のとおり改める。